

茨城県立農業大学校評価実施要項

22.7.1 制定, 23.12.20 改正, 23.10.29 改正, 25.10.29 改正

(趣旨・目的)

第1条 茨城県立農業大学校(以下「大学校」という。)は、学校教育法第42条及び第43条(第133条において準用する)に基づき、教育の質の向上や学校運営の継続的な改善を図るため、大学校の教育活動その他の運営状況について大学校評価を行い、評価結果の公表により説明責任を果たすとともに、大学校・保護者・関係機関等が連携協力して、真に求められる学校づくりを進める。

(評価の実施等)

第2条 大学校評価は、大学校が自ら行う評価(以下「自己評価」という。)と、その評価結果に関して大学校の関係者が行う評価(以下「関係者評価」という。)により実施するものとする。

2 自己評価は、大学校が自ら設定した目標について、その達成状況を大学校職員が自ら評価を行い、関係者評価は、その評価結果について外部の関係者が幅広い観点から評価を行うものとする。

(自己評価表の策定・公表)

第3条 大学校は、重点目標、評価項目、具体的方策及び指標・基準などを決定し、当該年度の自己評価表を策定する。

2 自己評価表で定める項目等は、次の各号に掲げるものとし、その設定等に係る基本的な考え方等は別表1のとおりとする。

- (1) 重点目標、現状と課題
- (2) 目標達成するための評価項目
- (3) 具体的方策と評価指標・基準
- (4) 実績(成果と課題)、達成度
- (5) その他必要な項目

3 自己評価表を策定したときは、重点目標、評価項目等その内容をすみやかに公表するものとする。

(自己評価委員会の設置)

第4条 自己評価を推進する組織として、学校長、副校長及び別表2に掲げる者で構成する自己評価委員会を設置する。

2 自己評価委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 自己評価の実施(目標、評価項目、指標の設定、改善策の検討等)
- (2) 関係者評価結果に伴う対応策
- (3) 翌年度の取組みの方向付け
- (4) 委員会の開催、結果公表、設置者への報告
- (5) その他自己評価を行うに必要な事項

3 自己評価委員会に総務部会及び評価部会を置き、主として総務部会は第2項第4号に掲げる業務、評価部会は第2項第1号から第3号に掲げる業務を分担する。

(関係者評価委員会の設置)

第5条 大学校の実施した自己評価結果と改善策等に関して、外部の関係者による評価を行うため、関係者評価委員会を設置する。

2 関係者評価委員会は、別表3に掲げる大学校同窓会・後援会、県内農業高校代表、農家代表及び農業関係機関・団体等から、学校長が依頼した者で構成する。

3 関係者評価委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 自己評価結果（取組状況等含む）の評価
- (2) 評価に伴う改善策等の提言
- (3) 大学校との意見交換等
- (4) その他関係者評価を行うに必要な事項

（関係者評価結果の活用）

第6条 学校長は、前条の評価結果を受けて、今年度の成果及び課題等を分析・整理し、次年度以降の学校運営に反映させるよう努めるものとする。

（評価結果等の公表・報告）

第7条 自己評価及び関係者評価の結果については、大学校ホームページ等により公表するとともに、設置者に報告するものとする。

2 公表にあたっては、保護者、後援会・同窓会及び農業関係機関等に対して説明会を開催するなど情報提供に努めるものとする。

（その他）

第8条 この要項に定めるもののほか、大学校評価に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、平成22年7月1日から施行する。

この要項は、平成23年12月20日から施行する。

この要項は、平成25年10月29日から施行する。

(別表1) 自己評価表の項目等

項目等	基本的考え方等
重点目標等の設定	<p>○ 重点目標は、大学校の設置目的や果たすべき役割・機能等に鑑みて、運営の基本の方針となるようなものであることが求められる。</p> <p>いたずらに非現実的な高い理想や、逆に現状を肯定し改善に資する見込みのない目標などは設定しないよう厳に慎むべきである。</p> <p>○ 重点目標の視点としては、教育の質の向上、学生生活の改善・充実、学校運営の効率化・安全性確保など多面的観点から課題等を捉え、学校運営全体の発展に寄与するような目標設定に配慮するものとする。</p>
現状と課題	○ 設定した重点目標をめぐる、背景、現状、課題等について分析し、具体的に整理項目立てをすること。
目標達成するための評価項目	○ 重点目標を達成するための具体的取組について、当該年度の達成目標（評価項目）を定めるものとする。
具体的方策と評価指標・基準	○ 当該年度の目標（重点目標、達成目標）を達成するための具体的方策を設定する。また、評価指標については、具体的方策に対応させるとともに、達成状況を把握できる分かりやすい指標とする。
実績（成果と課題）達成度	<p>○ 実績は、評価項目別にそれぞれ指標等により整理する。</p> <p>○ 達成度は、評価項目ごとにA～Eの5段階で評価する。</p>
その他必要な事項	○ 次年度の課題・改善策など必要に応じて記載する。

(別表2) 自己評価委員会（学校長、副校長を除く）

区分	人数	対象者
部長	2名	庶務部長，農業部長，（園芸部長）
科長	4名	農学科長，畜産学科長，研究科長，園芸学科長
課科員	若干名	学校長が指名した者

(別表3) 関係者評価委員会

区分	人数	対象団体等
同窓会・後援会 農業高校 農家代表 農業団体 農業機関	概ね 3～5名	<p>全校同窓会，後援会（農道会，園友会）</p> <p>水農，銚農，鯉淵学園</p> <p>農業経営士，女性農業士</p> <p>農業会議，農協中央会，農林振興公社</p> <p>農業総合センター，普及センター，研究所</p>

(平成25年10月29日改正)